

2021年6月3日

株主各位

第151期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

- ・ 連結計算書類の「連結注記表」 1 頁
- ・ 計算書類の「個別注記表」 9 頁

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://sei.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

住友電気工業株式会社

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 383社

主要な連結子会社の名称

住友電装株式会社、住友電工デバイス・イノベーション株式会社、住友理工株式会社、住友電工ハードメタル株式会社、スミトモ エレクトリック ワイヤリング システムズ インク

当連結会計年度より、新規設立又は相対的重要性の増大により、4社を連結の範囲に含めております。

また、合併、売却又は清算終了により、4社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エス イー アイ エイチアール サービスズ インク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 32社

主要な会社等の名称

住友ゴム工業株式会社

なお、清算終了により、非連結子会社1社を持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

近畿電機株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産並びにIFRS第16号「リース」を適用している連結子会社における使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権については、担保処分等による回収見込額を控除した残額のうち債務者の財政状況等を考慮して算定した額を、破産更生債権等については、担保処分等による回収見込額を控除した残額をそれぞれ貸倒見積額として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により、また、一部の連結子会社は発生時に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生時に一括して費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(米国連結子会社におけるIFRSに基づく会計処理の適用)

従来、米国連結子会社は米国会計基準に、米国を除く在外連結子会社はIFRSに準拠して財務諸表を作成しておりましたが、当連結会計年度の期首より、米国連結子会社においてIFRSを適用しております。この変更は、在外連結子会社が適用する会計基準をIFRSに統一することにより、会計処理の標準化を進め、業績管理の強化を図ることを目的としたものであります。当該会計方針の変更は遡及して適用されております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の当期首残高は183百万円減少しております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、当社及び国内連結子会社は、従来は国内販売においては主に出荷時に、輸出販売においては主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

加えて、一部の国内連結子会社において、従来は別個の取引として識別していた製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付が完了した時点で収益を計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が1,102百万円、非支配株主持分が863百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の売上が32,999百万円、売上原価が33,434百万円それぞれ減少した一方、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ435百万円増加しております。

3. 収益認識に関する注記

当社及び国内連結子会社は、自動車関連事業、情報通信関連事業、エレクトロニクス関連事業、環境エネルギー関連事業及び産業素材関連事業他の各事業における製品の製造・販売を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、環境エネルギー関連事業等において、製品の製造・販売に加え、販売した製品の据付工事など工事の設計・施工に係る事業も営んでおり、これらの請負工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として主に据付が完了した時点で収益を認識しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用しており、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について注記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

エレクトロニクス関連事業においてセグメント資産238,291百万円を計上しております。一部の資産グループに減損の兆候がありますが、当連結会計年度においては、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主として事業部別にグルーピングを行っており、また、処分予定又は遊休状態にある資産については個々の資産グループとしております。減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローを見積もり、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。将来この回収可能価額が減少した場合、減損損失が発生し、業績に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度においては、主としてエレクトロニクス関連事業セグメントにおける一部資産グループについて、入手可能な市場情報及び顧客からの内示情報や新製品の開発・拡販並びにコスト低減に向けた活動等を元に策定した中期事業計画等に基づき将来キャッシュ・フローの見積りを実施しております。当連結会計年度においては、減損損失は計上しておりませんが、当該セグメントは最終製品の市場トレンドや需要の変動が大きいことから、将来の予測不能な事業環境の変化に伴う将来キャッシュ・フローの減少が固定資産の減損判定に重要な影響を与える可能性があります。

(大型工事案件の会計処理)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

環境エネルギー関連事業において売上高634,191百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの環境エネルギー関連事業は、本事業に係る製品の製造、販売に加え、電気・電力工事及びエンジニアリングや販売した製品の据付工事など工事の設計・施工に係る事業も営んでおります。

請負工事の収益認識において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

工事総原価を見積もる際は、工事契約を遂行するための作業内容を顧客からの指図に基づく仕様等を元に特定・網羅の上、適切な原価を算定し、又、受注後の状況の変化に応じて適時に見積りの見直しを実施しております。但し、電力ケーブルの大型プロジェクトなど工期が長期間に亘る工事案件については、天候の影響や予期せぬ工事内容の変更等に起因する工期の延長や追加コストの発生など不測の事態により、当連結会計年度末時点の想定を上回る追加原価が発生する場合、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

6-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 2,014百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 408百万円
長期借入金 271百万円
計 679百万円

6-2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,871,376百万円

6-3. 保証債務

銀行借入金等に対する債務保証及び保証予約等

富通住電光纖（嘉興）有限公司	1,771百万円
大興住理工橡塑材料（塩城）有限公司	867百万円
住電国際貿易（上海）有限公司	247百万円
従業員（財形銀行融資等）	136百万円
その他	222百万円
計	3,243百万円

6-4. 受取手形裏書譲渡高 480百万円

6-5. たな卸資産の内訳

商品及び製品	218,868百万円
仕掛品	176,707百万円
原材料及び貯蔵品	210,768百万円

6-6. その他

自動車関連事業分野の競争法違反行為について、一部の自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っております。

7. 連結損益計算書に関する注記

特別損失の事業構造改善費用は、防振ゴム事業、光デバイス事業、ワイヤーハーネス事業、FPC事業等の収益力の強化や生産体制の効率化を目的とした事業拠点の整理並びに再編等に伴うものであり、主な内容は子会社株式譲渡関連損失2,698百万円、特別退職金2,402百万円、減損損失813百万円であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

8-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 793,940,571株

8-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通 株式	12,481	16.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日	利益 剰余金
2020年11月6日 取締役会	普通 株式	12,481	16.00	2020年 9月30日	2020年 12月1日	利益 剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通 株式	12,481	16.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日	利益 剰余金

9. 金融商品に関する注記

9-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき調達（主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーや社債の発行）しております。

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、外貨建営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化や、事業・技術提携の円滑化を主たる目的として保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としたものであります。

9-2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	253,668	253,668	—
(2) 受取手形及び売掛金	755,258	755,258	—
(3) 有価証券	727	727	—
(4) 投資有価証券	303,378	482,220	178,842
(5) 支払手形及び買掛金	(397,439)	(397,439)	—
(6) 短期借入金	(310,695)	(310,695)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(14,000)	(14,000)	—
(8) 社債	(104,873)	(104,996)	123
(9) 長期借入金	(205,113)	(207,318)	2,205

(*) 負債に計上されているものについて、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価は、市場価格のあるものは、市場価格によっており、市場価格のないものは、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割引くこと等により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

一年以内に弁済期限が到来する借入金の時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) コマーシャル・ペーパー

コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価は、市場価格に基づいております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額104,028百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,088円51銭
1株当たり当期純利益	72円25銭

11. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループ製品の需要が主として第1四半期連結会計期間に大きく落ち込みましたが、第2四半期連結会計期間以降は総じて回復傾向で推移しております。翌連結会計年度以降は、顧客からの内示情報など当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえ、当社グループの事業に大きな影響を与えるものではないとの仮定のもと、固定資産の減損に係る会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症による今後の経済並びに企業活動への影響は不透明であるため、上記仮定に変化が生じた場合は、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権については、担保処分等による回収見込額を控除した残額のうち債務者の財政状況等を考慮して算定した額を、破産更生債権等については、担保処分等による回収見込額を控除した残額をそれぞれ貸倒見積額として計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (14年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

債務保証損失引当金

子会社等の借入等に対して差入れを行っている保証債務等の履行によって生ずる損失に備えるため、当該会社等の財政状態等を勘案して個別に算定した損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、当社は、従来は国内販売においては主に出荷時に、輸出販売においては主に輸出開関時に収益を認識しておりましたが、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

加えて、従来は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付が完了した時点で収益を計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当会計年度の期首において、利益剰余金が749百万円減少しております。また、当会計年度の売上高が35,499百万円、売上原価が36,077百万円それぞれ減少した結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ578百万円増加しております。

3. 収益認識に関する注記

連結注記表における注記事項と同一のため記載を省略しております。連結注記表「3. 収益認識に関する注記」をご参照下さい。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用しており、当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について注記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(大型工事案件の会計処理)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

環境エネルギー関連事業において売上高345,465百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表における注記事項と同一のため記載を省略しております。連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」をご参照下さい。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 249,305百万円

(2) 保証債務

保証	26,818百万円
保証予約	13,590百万円
経営指導念書	283,259百万円
計	323,666百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	414,806百万円
短期金銭債務	241,431百万円
長期金銭債権	20,612百万円

(4) たな卸資産の内訳

製品	9,300百万円
仕掛品	23,384百万円
原材料及び貯蔵品	4,978百万円

(5) その他

自動車関連事業分野の競争法違反行為について、一部の自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っております。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	533,814百万円
仕入高	654,109百万円
営業取引以外の取引高	117,636百万円

(2) 特別損失の投資有価証券評価損には、関係会社株式評価損26,527百万円が含まれております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	13,861,199株
------	-------------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券	28,683百万円
未払金	7,338百万円
固定資産	4,251百万円
たな卸資産	2,716百万円
未払賞与	2,242百万円
繰越欠損金	2,036百万円
債務保証損失引当金	1,006百万円
投資損失引当金	881百万円
その他	3,347百万円
繰延税金資産小計	52,500百万円
評価性引当額	△33,424百万円
繰延税金資産合計	19,076百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△17,411百万円
退職給付引当金	△11,657百万円
その他	△171百万円
繰延税金負債合計	△29,239百万円
繰延税金負債の純額	△10,163百万円

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	977円44銭
1株当たり当期純利益	12円25銭